

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 2 号

介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成12年岩手県規則第82号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(抛出金の額の算定)</p> <p>第 2 条 介護保険を行う市町村並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第 1 項の一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第147条第 2 項第 1 号の計画期間（以下「計画期間」という。）の初年度の前年度の 2 月末日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>基金抛出金見込額計算書（様式第 1 号）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第 4 条 介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）から法第147条第 1 項第 1 号に掲げる事業にかかるとする市町村等は、計画期間の最終年度の知事が別に定める日までに、財政安定化基金事業交付金交付申請書（<u>様式第 2 号</u>）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>基金事業交付金所要額計算書（様式第 3 号）</u></p> <p>(2) <u>基金事業対象収入額及び費用額実績報告書（様式第 4 号）</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第 5 条 知事は、前条の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、<u>交付金</u>の交付を行うことが適当であると認めるときは、当該<u>交付金</u>の交付を決定し、その旨を当該市町村等に通知するものとする。</p> <p>2 前項の通知を受けた市町村等が、<u>交付金</u>の交付を受けようとするときは、財政安定化基金事業交付金請求書（<u>様式第 5 号</u>）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第 6 条 計画期間の各年度（最終年度を除く。）において、基金から法第147条第 1 項第 2 号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする市町村等は、当該年度の知事が別に定める日までに、財政安定化基金</p>	<p>(抛出金の額の算定)</p> <p>第 2 条 介護保険を行う市町村並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第 1 項の一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第147条第 2 項第 1 号の計画期間（以下「計画期間」という。）の初年度の前年度の 2 月末日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による基金抛出金見込額計算書</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第 4 条 介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）から法第147条第 1 項第 1 号に掲げる事業に係るとする市町村等は、計画期間の最終年度の知事が別に定める日までに、<u>別に定める様式による</u>財政安定化基金事業交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>別に定める様式による基金事業交付金所要額計算書</u></p> <p>(2) <u>別に定める様式による基金事業対象収入額及び費用額実績報告書</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第 5 条 知事は、前条の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、<u>基金事業交付金</u>の交付を行うことが適当であると認めるときは、当該<u>基金事業交付金</u>の交付を決定し、その旨を当該市町村等に通知するものとする。</p> <p>2 前項の通知を受けた市町村等は、<u>基金事業交付金</u>の交付を受けようとするときは、<u>別に定める様式による</u>財政安定化基金事業交付金請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(貸付けの申請)</p> <p>第 6 条 計画期間の各年度（最終年度を除く。）において、基金から法第147条第 1 項第 2 号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとする市町村等は、当該年度の知事が別に定める日までに、<u>別に定める様式</u></p>

事業貸付金借入申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金所要額計算書(様式第7号)
- (2) [略]

第7条 計画期間の最終年度において、基金から貸付金の貸付けを受けようとする市町村等は、当該年度の知事が別に定める日までに、財政安定化基金事業貸付金借入申請書(最終年度用)(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金所要額計算書(最終年度用)(様式第9号)
 - (2) 基金事業対象収入額及び費用額実績報告書(最終年度用)(様式第10号)
 - (3) 基金事業対象貸付金償還計画書(様式第11号)
 - (4) [略]
- (貸付けの決定)

第8条 [略]

2 前項の通知を受けた市町村等が、貸付金の貸付けを受けようとするときは、財政安定化基金事業貸付金請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

3 貸付金の貸付けを受けた市町村等は、直ちに借用証書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。
(償還期限の延期)

第10条 [略]

2 前項の規定により市町村等が償還期限の延期を求めるときは、償還期限の20日前までに、財政安定化基金事業貸付金償還期限延期申請書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

3 [略]
(繰上償還)

第11条 [略]

2 [略]

3 前項の規定に基づき市町村等が繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに、財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(債務の承継)

第12条 市町村等が、貸付けを受けた貸付金に係る債務の全部又は一部について法令の規定により承継したときは、当該承継により債務を負担した市町村等は、財政安定化基金事業貸付金債務承継通知書(様式第16号)を遅滞なく知事に提出し

による財政安定化基金事業貸付金借入申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による基金事業貸付金所要額計算書
- (2) [略]

第7条 計画期間の最終年度において、基金から貸付金の貸付けを受けようとする市町村等は、当該年度の知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金借入申請書(最終年度用)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による基金事業貸付金所要額計算書(最終年度用)
 - (2) 別に定める様式による基金事業対象収入額及び費用額実績報告書(最終年度用)
 - (3) 別に定める様式による基金事業対象貸付金償還計画書
 - (4) [略]
- (貸付けの決定)

第8条 [略]

2 前項の通知を受けた市町村等が、貸付金の貸付けを受けようとするときは、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金請求書を知事に提出しなければならない。

3 貸付金の貸付けを受けた市町村等は、直ちに別に定める様式による借用証書を知事に提出しなければならない。
(償還期限の延期)

第10条 [略]

2 前項の規定により市町村等が償還期限の延期を求めるときは、償還期限の20日前までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金償還期限延期申請書を知事に提出しなければならない。

3 [略]
(繰上償還)

第11条 [略]

2 [略]

3 前項の規定に基づき市町村等が繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。

(債務の承継)

第12条 市町村等が、貸付けを受けた貸付金に係る債務の全部又は一部について法令の規定により承継したときは、当該承継により債務を負担した市町村等は、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金債務承継通知書を遅滞なく知事に

なければならない。

(名称の変更)

第13条 市町村等は、貸付金の貸付けを受けようとする場合又は貸付けを受けた場合において、当該市町村等の名称を変更したときは、市町村等名称変更通知書(様式第17号)を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第14条 知事は、財政安定化基金事業貸付金貸付台帳(様式第18号)を備え付けておいて、常に貸付金の貸付状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

2 財政安定化基金事業貸付金の貸付けを受けた市町村等は、財政安定化基金事業貸付金借入台帳(様式第18号)を備え付けておいて、常に貸付金の借入状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

提出しなければならない。

(名称の変更)

第13条 市町村等は、貸付金の貸付けを受けようとする場合又は貸付けを受けた場合において、当該市町村等の名称を変更したときは、別に定める様式による市町村等名称変更通知書を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け)

第14条 知事は、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金貸付台帳を備え付けておいて、常に貸付金の貸付状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けた市町村等は、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金借入台帳を備え付けておいて、常に貸付金の借入状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(財政安定化基金特例交付金等の交付の申請)

2 法附則第10条第2項に規定する保険料率の増加の抑制を図るための交付金及び同条第5項の介護保険に関する事業(保険料率の増加の抑制を図るための事業に限る。)に要する経費に充てるため、県が市町村等に交付する交付金(以下「財政安定化基金特例交付金等」という。)の交付を受けようとする市町村等は、知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金特例交付金等交付申請書を知事に提出しなければならない。

(財政安定化基金特例交付金等の交付の決定)

3 知事は、前項の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、財政安定化基金特例交付金等の交付を行うことが適当であると認めるときは、当該財政安定化基金特例交付金等の交付を決定し、その旨を当該市町村等に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた市町村等が、財政安定化基金特例交付金等の交付を受けようとするときは、別に定める様式による財政安定化基金特例交付金等請求書を知事に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第18号までを削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の介護保険財政安定化基金条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出

し、又は備え付ける申請書等又は台帳について適用し、同日前に提出し、又は備え付けた申請書等又は台帳については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の介護保険財政安定化基金条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。